

京都市上下水道企業管理規程第23号

京都市水道局及び下水道局職員の倫理の保持に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市水道局及び下水道局職員の倫理の保持に関する規程の一部を改正する規程

京都市水道局及び下水道局職員の倫理の保持に関する規程の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局職員の倫理の保持に関する規程

第1条中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第2条第1項中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改め、同条第2項中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に、「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改め、同条第3項中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第3条第1項中「部の部長」の右に「又は水質管理センター所長」を加える。

第5条第1号中「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)